

第2部 各論

第1章 障害者計画

第1章 障害者計画

第1節 計画の基本理念と施策体系

1 基本理念

本計画の上位計画である「奄美市地域福祉計画」は、福祉サービス等の「支え手側」「受け手側」に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支えあいながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティづくりを行い、公的な福祉サービスと住民主体の活動（サービス）が協働し、助け合いながら暮らすことのできる「地域共生社会」の実現を目指しています。

今後においては、障害者（児）のみならず、高齢者や子育て家庭など、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしつづけられるよう、「自助」「共助」「互助」「公助」の役割のもと、地域で生活全般を支援することのできる体制の構築を目指すこととします。

また、前回計画を継承しつつ、引き続きお互いが支えあい、いきいきと暮らせる施策の推進に努めることとし、基本理念を「自分らしく輝き、いつまでも暮らせる地域（まち）づくり」とします。

基本理念

「自分らしく輝き、いつまでも暮らせる地域(まち)づくり」



2 施策の体系

障害者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、誰もが住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを続けることができるよう、多種多様な支援が切れ目無く提供される体制の構築を目指し、本計画では、基本理念の実現に向け、次の10の基本目標を掲げます。

なお、施策の体系を以下に示します。

新たな計画の基本理念及び施策の体系		
基本理念	基本目標	施策項目
自分らしく輝き、いつまでも暮らせる地域(まち)づくり	広報・啓発活動の推進	(1) 広報・啓発活動の推進 (2) 福祉教育の推進
	差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止	(1) 権利擁護の推進及び虐待の防止 (2) 障害を理由とする差別の解消の推進
	療育及び特別支援教育の推進	(1) 早期療育及び障害児保育の充実 (2) インクルーシブ教育の推進 (3) 指導者の専門性の向上 (4) 障害のある子どもをとりまく関係者のネットワークの充実 (5) 災害時の支援体制の検討
	生活支援・相談支援体制の充実	(1) 相談支援体制の充実 (2) 生活支援の充実 (3) 地域移行支援、在宅サービス等の充実 (4) 障害児に対する支援の充実 (5) 障害福祉を支える人材の育成・確保
	雇用・就業、経済的自立の支援	(1) 総合的な就労支援 (2) 障害者雇用の推進 (3) 障害特性に応じた就労支援及び多様な就業の機会の確保 (4) 経済的自立支援
	文化芸術活動・スポーツ等の振興	(1) 文化芸術活動の振興、レクリエーション活動の充実 (2) スポーツの振興
	安全・安心な生活環境の整備	(1) 障害者に配慮したまちづくりの総合的な推進 (2) 移動しやすい環境の整備等 (3) 住宅の確保
	防災、感染症対策、防犯等の推進	(1) 防災対策の推進 (2) 感染症対策の推進 (3) 防犯対策の推進 (4) 消費者トラブルの防止及び被害からの救済
	保健・医療の充実	(1) 障害の発生予防及び早期発見・早期治療 (2) 障害に対する適切な保健・医療サービスの充実 (3) 精神保健・医療施策の推進
	情報・コミュニケーションの向上	(1) 情報通信における情報アクセシビリティの向上 (2) 障害特性に対応した情報提供の充実 (3) 意思疎通支援(コミュニケーション)の充実

第2節 計画の内容

1 広報・啓発活動の推進

【現状及び課題】

障害のある人の人権の尊重や権利の実現のため、平成23年に障害者基本法が改正され、平成24年に障害者虐待防止法、平成25年には障害者総合基本法、障害者差別解消法が相次いで成立し、平成26年には県において「障害のある人もない人も共に生きる鹿児島づくり条例」等、法整備が進んでいます。このように障害のある人に対する理解が徐々に広がってきたものの、精神障害や発達障害に対する理解が、まだ十分とはいえない領域もあり、今後もあらゆる機会を捉えて啓発・広報していくことが必要です。

また、障害のある人が地域で生活していくためにも、さまざまな人との交流機会をもちながら、障害や障害のある人への理解を深めていくことが必要です。

【施策の方向性】

障害や障害のある人について正しい理解と認識を持てるように、多様な方法や機会によって、関係団体機関等・障害のある人の家族の協力を得ながら、広報・啓発を展開していきます。また、平成25年に制定された障害者差別解消法等に基づき、障害を理由とする差別の解消の推進に取り組みます。あわせて障害者虐待防止法に基づく障害者虐待の防止等、障害者の権利擁護のための取組を推進します。

(1) 広報・啓発活動の推進

① 啓発手法の検討

奄美地区地域自立支援協議会（以下、自立支援協議会）において、地域の人々の障害のある人への正しい理解と認識を深めるために講演会等を開催しています。今後も支援者を含め地域の人々への啓発広報の手法について、奄美地区障害者等基幹相談支援センター（通称：ぴあリンク奄美、以下基幹相談支援センター）と連携し、検討します。

② 広報活動の充実

奄美市社会福祉協議会において、あまみFMや奄美テレビ等のメディアを活用し、障害に対する理解を深める内容の広報を行っています。

窓口にて、障害福祉サービスを掲載した「障害福祉のしおり」の配布や市広報紙、社協だより、基幹相談支援センター広報誌等の積極活用、まなび・福祉フェスタ等関係機関や福祉団体の行う行事への積極参加、啓発用パンフレットの作成配布、障害のある人と市民が日常的に直接ふれあう機会の創出など、障害のある人に対する理解の

促進を図ります。

③ 「障害者週間」の啓発

12月3日～9日の「障害者週間」や4月2日～8日の「発達障害啓発週間」の広報を行い、障害者団体・地域住民・ボランティア団体等が開催するイベントへの市民の積極的な参加を求めるとともに、関係団体との連携を強化し、啓発・広報の推進に努めます。また、市広報紙を通じて「障害者週間」、「発達障害啓発週間」の意義である「障害者の福祉についての関心と理解を深めるとともに、障害者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高める」ことの周知・徹底を図り、障害のある人に対する正しい理解を深めていきます。

さらに、基幹相談支援センター広報誌、自立支援協議会ホームページにおいても、参加団体の取り組み状況について掲載していきます。

④ 体験作文の募集

奄美市社会福祉協議会の実施する福祉作文コンテストにおいて、共生やノーマライゼーション等をテーマとして、児童・生徒・市民から広く作文を募集する等、障害のある人に対する正しい理解と認識を深めるきっかけを推進します。

(2) 福祉教育の推進

① 学校教育における福祉教育

学校教育において、児童・生徒に対し、障害者に対する正しい理解と認識を深めるため、自立支援協議会が実施している児童生徒向けの出前授業、障害者団体による手話講習会や車いす体験等の疑似体験や福祉の理念やコミュニケーションの方法の授業等を実施し、福祉教育の充実を図ります。

② 各種講座の開催等による啓発活動

まなび・福祉フェスタ等、市民を対象にした人権教育やPTAなどの研修会において、障害のある人を取り巻くさまざまな問題を人権問題の重要な柱として位置づけ、学習機会の拡充に努めます。

2 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止

【現状及び課題】

誰もがお互いの人格と個性を尊重して支え合う共生社会を実現するためには、障害を理由とした差別をなくすことが必要不可欠です。

障害者実態調査によると、障害があることで差別やいやな思いをしたことがある人は、4割以上にのぼります。

平成25年6月に「障害者差別解消法」が成立し、障害を理由とする差別の解消に取り組むべき法的根拠が整備されたことから、障害を理由とする差別を解消する施策及び合理的配慮の推進が必要となります。

判断能力が不十分な障害のある人については、その財産や生活上の権利を守るための制度の活用が不可欠です。また、親亡き後の障害のある人への生活支援と権利擁護など、障害のある人の権利を擁護し、差別・偏見のない社会づくりを推進することが非常に大切です。

障害者実態調査によると、成年後見制度の認知度は、2割弱に留まっています。

今後は、平成24年10月に施行された障害者虐待防止法に関する啓発活動を行うとともに、障害者の権利擁護のための取組を充実することが必要です。

【施策の方向性】

障害のある人が障害を理由として「不当な差別的扱い」を受けたり、障害のある人に「合理的な配慮を行わない」ことで暮らしにくさを感じたりすることがないように、差別解消に向けた取組を充実します。

障害のある人・子どもへの虐待の未然防止をはじめ、早期発見・早期対応、適切な支援を行うため、地域における関係機関等との協力体制や支援体制のネットワークづくりを進めます。成年後見制度の利用が有効と認められる障害のある人等に対して、成年後見制度の利用を支援することにより、障害のある人の権利擁護を図ります。

（1）権利擁護の推進及び虐待の防止

① 権利擁護の推進

判断能力が十分でないこと、またはその他の障害により、障害者の自立及び社会参加に支障をきたさないよう、奄美市社会福祉協議会において実施している「福祉サービス利用支援事業」及び成年後見制度利用促進を目的とした「中核機関設置運営事業」と連携して、適切なサービスの周知と利用の推進を図ります。さらに、生活の基盤となる金銭管理における障害者及び支援者の抱える諸課題についても自立支援協議会をはじめ各機関において制度の整備に向けて検討していきます。

また、障害者の権利擁護のため奄美市社会福祉協議会で実施している法律相談および基幹相談支援センターで実施している支援者のための弁護士相談会（茶話会）との連携を図り司法との協力関係の充実を図ります。

② 虐待防止の推進

障害者虐待防止法に関する定期的な広報活動による制度の周知や関係機関との連携を図り、虐待防止に努めるとともに、同法の適切な運用を通じ、障害者虐待の防止及び養護者の負担軽減・緊急時の一時保護体制の確保などの充実を図ります。

また、障害者虐待防止法に基づき、居宅及び施設・事業所等における虐待防止の取組を強化します。

障害者虐待の未然防止や早期発見、早期対応、適切な支援を行うため、奄美地区障害者虐待防止センター等と連携し、事業所訪問を実施するなど、地域における関係機関等との協力・支援体制の整備を進めます。

③ 意思決定支援及び成年後見制度の周知・利用促進

知的障害のある人、精神障害のある人等で、自己の判断のみでは意思決定に支障のある人の財産の保全や管理を支援するため、成年後見制度の広報周知を進め、利用促進を図ります。

また、障害者本人の自己決定を尊重する観点から、意思決定支援の在り方を検討するとともに、成年後見制度の適切な利用の促進に向けた取組を進めます。

給付に当たっては意思決定支援ガイドラインに基づく支援を行います。

サービス提供事業者や相談支援事業所に対して、意思決定支援の質の向上を図るための研修を行います。

(2) 障害を理由とする差別の解消の推進

① 障害を理由とする差別の解消の推進

障害者差別解消法に基づく、障害を理由とした不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供についての周知・啓発を図ります。

市の実施する事務・事業において、障害を理由とした不当な差別的取扱いの禁止を徹底し、合理的配慮の提供が円滑に行える体制づくりを推進します。

② 障害者差別解消支援地域協議会への活動支援

基幹相談支援センター内に設置された「障害者差別解消支援地域協議会」の一層の活動に努めます。同協議会では、「①複数の機関等によって紛争の防止や解決を図る事案の共有」、「②関係機関等が対応した相談にかかわる事例の共有」、「③障害者差別の解消に資する取り組みの共有・分析」、「④構成機関等におけるあっせん・調整等の様々な取り組みによる紛争解決の後押し」等に取り組めます。

3 療育及び特別支援教育の推進

【現状及び課題】

母子保健事業や保育園・幼稚園との連携などから、障害のある子どもの早期発見とその保護者への適切な相談対応が行われるようになり、早期療育につながるようになりました。

しかし、その一方で障害の課題を保護者が受容しにくい場合、対応が遅れてしまったり、

適切な支援につながらないこともあり、そういった子どもたちが思春期になり、障害を起因とする様々な二次障害（自己肯定感の低下や不登校、非行等）につながる場合も多く、より丁寧で、専門的な相談対応が必要となっています。また、発達障害を診断できる医療機関が少ないことも、更に保護者がわが子の特性を的確に把握しにくいことにつながっています。

学童期の子どもたちが放課後等を過ごす場所として、放課後児童クラブがありますが、放課後児童クラブでは大人数の受け入れによる、障害のある子どもへの個別対応の困難さや障害に対する専門的知識の少なさなどから対応に苦慮している状況があります。

近年の療育支援ニーズの高まりにより、児童発達支援事業所や放課後等デイサービス事業所が増加する中で、研修などによる従事者の資質向上が求められています。

保育・教育を行う上で、子ども達一人ひとりに対する丁寧な関わりと、保護者への適切な支援や啓発が求められており、それを推進する従事者には、より専門的な知識と経験が求められますが、支援員加配が嘱託職員や臨時職員のため継続した指導がむずかしいという課題も見受けられます。

【施策の方向性】

早期発見と早期療育の支援体制の充実を目指します。

また、発達障害者支援法に示されているように障害のある人が社会の一員として、主体性を発揮し、生きがいのある生活を送れるよう、乳幼児期から就学中、青壮年期とライフステージに応じた多様な学習の機会を確保し、切れ目のない支援の体制を構築します。

さらに、教育・保健・医療・福祉・雇用などの関係機関や市民との連携を密にし、社会全体で支援が必要な子どもの健やかな育成に取り組みます。

（１）早期療育及び障害児保育の充実

①早期発見・早期療育の充実

乳幼児健診を実施し、気になる子どもとその保護者に対して親子教室を定期的開催して健診後のフォローと子育て支援を行います。そして、発育発達クリニックや小児神経専門外来、県こども総合療育センター巡回相談、児童発達支援センターなどと連携して早期診断や適切な相談支援を行い、早期療育につながるための支援に努めます。

また、保育所等に障害のある子どもを受け入れ、統合保育や療育施設との並行通園・保育所等訪問支援事業の活用などを通して、支援者間の連携と支援体制の充実を図ります。

また、家庭内の養育支援と虐待予防のため、ペアレントプログラムを実施し、子どもへの対応の仕方について学習を行い、親同士や支援者とのつながりをつくります。

② 就学相談の充実

就学先の選択は保護者にとって大きな悩みであり、就学の早い段階からの情報や相

談支援が必要です。子どものこころとからだの健やかな成長のため就学相談を含め、保育所・幼稚園を訪問して「やちやぼう相談」を行います。

また教育相談・就学指導については、保育所・幼稚園・療育施設と連携して教育委員会が就学前年度に行います。

障害のある子どもの状況に応じて個性や能力を伸ばし、きめ細かな教育が受けられるよう教育相談・就学相談の充実に今後も取り組みます。更に、子どもの能力や希望に沿った進学・就学が実現できるよう、情報提供や特別支援学級・特別支援学校の体験の機会の充実に努めます。

③ 学校生活へのスムーズな移行

適切なつなぎとフィードバックを行うため、就学前と後に幼・保・学連絡会を行います。また「移行支援シート」を活用して特性や幼児期の取り組みを伝えます。小学校から中学校、高校へのつなぎも「移行支援シート」を活用します。

相談支援事業所や療育施設・学校との連携強化と、保育所等訪問支援事業の活用などを通して、障害のある子どもたちの学校生活を支援していきます。

なお、障害のある子どもの乳幼児期から成人期に至るまで一貫した支援を行うため、「きらきらリレーファイル」の活用に努めます。

特別支援教育連携協議会、自立支援協議会子ども部会を定期的を開催し、関係機関との連携を図ります。

④ 保護者同士の交流の推進

障害のある子どもの保護者は、わが子の障害の受容の困難さと同時に子育ての困難さに直面します。保護者同士の交流の場及びペアレントプログラム等は、共感できる仲間がいる安心感と乗り越えてきた先輩保護者のノウハウを学ぶ場でもあります。就学児親の会、ダウン症親子の会、手をつなぐ育成会など異年齢の保護者や当事者の交流を推進します。

(2) インクルーシブ教育の推進

共生社会の実現のためには、障害のある幼児・児童・生徒と、障害のない幼児・児童・生徒が同じ場で学ぶことが大切です。そのために、就学相談や教育相談の充実に図りながら、一人ひとりの「合理的配慮」に基づいた指導・支援に取り組みます。また、個別の教育的ニーズに応じるため、小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校の連続性のある「多様な学びの場」の整備、充実に図ります。

① 特別支援教育の充実

特別支援学級として「知的障害学級」「自閉症・情緒学級」「肢体不自由学級」があり、通級教室として「LD・ADHD通級教室」「ことばの教室」「聞こえの教室」があります。年々特別支援学級を希望する児童生徒が増加していますが、更に障害のあ

る子どもの可能性を最大限に伸ばし、自己実現を促進するために、本人や保護者のニーズ、障害の状況に応じた教育環境の整備を図ります。

また、保護者や教職員・支援者に対し県立大島養護学校が特別支援教育のセンター的機能の取組として実施している幼稚園や保育所、小中学校、高等学校への巡回相談、子どもの就学等に関する教育相談などの周知を図ります。

② 施設のバリアフリー化の促進

肢体不自由等の障害のある子どもに対し、施設や設備が対応できていないのが現状です。子どもの可能性を最大限に伸ばし、自己実現を促進するために、本人や保護者のニーズ、障害の状況に応じた教育環境の整備を図ります。校舎の新改築・大規模改修においては、ユニバーサルデザインに基づく教育環境を推進します。

③ 放課後支援の充実

放課後児童クラブ、放課後等デイサービスや日中一時支援によるサービスを提供しています。また、放課後等デイサービスや日中一時支援事業において、障害のある子どもの休日や放課後、長期休暇中に対応した療育やタイムケア事業の実施を検討します。

④ 思春期への対応

発達障害のある子ども達の中には、障害特性により不登校や様々な問題を抱えてしまう場合もあります。そういった子ども達の様々な変化を早期に発見し、対応することが大切です。学校生活においては、担任のみでなく、特別支援コーディネーター等と連携しながら校内支援体制を整えます。また、SSWによる本人・家族支援を行うと同時に専門機関等（思春期相談会、心理士相談会、大島児童相談所等）と連携を図ります。

⑤ 障害児を理解する教育の推進

学校教育において、児童生徒に障害についての理解を促すため、自立支援協議会が児童生徒向けの出前授業を実施していますが、PTAに対しても障害のある子どもへの理解を深める取組等啓発活動を推進していきます。小・中学校の福祉教育において、施設の見学や体験学習等を進めるとともに、その結果が地域や家庭へと広がるように努めます。また、特別支援学校、特別支援学級児童生徒との交流学习会を通じた障害のある子どもへの理解を深める取組を推進します。

（3）指導者の専門性の向上

障害のある子どもの支援を行っていく上で専門性の向上は喫緊の課題です。自立支援協議会子ども部会、奄美療育ネットワークの研修会や講習会の開催、鹿児島県障害

児等療育支援事業を活用した療育施設支援をはじめ、保育所・保育園、幼稚園においても研修会を実施し、保育士や療育従事者、放課後児童クラブ職員、教職員の資質の向上に努めます。

障害児等療育支援事業は鹿児島県の事業で、本市の社会福祉法人に委託されており、一般相談、施設支援、心理士相談のほか、県療育センター巡回相談、県立大島病院の小児神経専門外来、もぐもぐ外来へのつなぎとマネージメントを行っております。

(4) 障害のある子どもをとりまく関係者のネットワークの充実

自立支援協議会子ども部会を定期的に開催し、教育・福祉・保健・医療関係者とりわけ保育所、幼稚園、学校と児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所、相談支援専門員などが相互に理解し、効率的に連携できるよう情報交換や協議、事例検討、課題解決などを行いながらネットワークを充実します。

(5) 災害時の支援体制の検討

障害のある子どもは、肢体不自由や集団の苦手さ、感覚過敏などにより一般の避難所では対応が困難で特別な配慮が必要です。今後、災害時の避難や支援体制について関係機関と検討していきます。

4 生活支援・相談支援体制の充実

【現状及び課題】

居宅における生活支援、外出時の移動支援、就労に必要な知識や能力の向上を図る訓練などの事業の充実に努めています。入所施設から退所したり、病院から退院し、地域生活に戻るニーズのある人にとって、住まいの場となる受け皿も必要です。

障害のある人が自分らしく生きるためには、自らが決定し行動することが大切です。その障害のある人本人の自己決定を尊重するため、自ら意思決定を行い、その意思を表明することができるよう、相談支援の充実等による意思決定の支援や、意思疎通を図ることのできる施策が求められます。

【施策の方向性】

障害の種別や程度を問わず、障害のある人等が自分の住みたい場所に住み、必要とする障害福祉サービスやその他の支援を受けながら、自立と社会参加が実現できるよう、障害者総合支援法によるサービスの充実に図るとともに、市が実施する地域生活支援事業等のサービスの充実に図ります。

また、自己決定と自己選択を尊重するとともに、意思決定の支援に配慮します。

障害のある子どもの支援の充実に図るとともに、障害のある子どもを介助する家族への支

援に取り組みます。

さらには、多様なニーズに対応するため、専門機関や障害福祉サービス事業所との連携により相談機能の質の向上に取り組みます。

(1) 相談支援体制の充実

① 地域自立支援協議会の設置

自立支援協議会を5市町村という広域で平成22年に組織し、情報共有を図っています。支援者が自ら関わる個々の課題を地域の課題として共有し、指定特定相談支援事業所や障害福祉サービス事業所等の関係機関との連携を図りながら、地域の課題解決を推進します。

また、同協議会では、年間を通して全体会、定例会、事務局運営委員会、相談支援部会、精神部会、子ども部会、就労支援部会、地域生活部会、権利擁護部会（障害者差別解消支援地域協議会）を開催し、その事務局を基幹相談支援センターが担っております。

② 相談機能の充実

平成25年に5市町村協働で設置した、基幹相談支援センターにおいて、障害のある人が身近な地域で相談支援を受けられる体制を構築するため、相談事例の集積・共有を行い、相談支援事業所等、事業所間の連携強化を図ります。

また、家族と暮らす障害のある人について情報提供や相談支援等により、その家庭や家族を支援するとともに、障害のある当事者自身が自己決定権や自己選択権を育て支えあって、平等に社会参加していくことを目指して、セルフヘルプ活動等当事者の力を活かした相談活動の支援を整備します。

③ 専門職員の配置による相談支援機能の強化

国家資格を有する手話通訳士を窓口配置することによって、視聴覚障害者への相談支援を行っています。

障害のある人の相談支援強化のために、基幹相談支援センターと、障害者相談員（身体障害者相談員・知的障害者相談員）の連携を活用し、障害のある人の日常生活の悩みなどの相談支援を行います。

③ 相談窓口の周知及び関係機関との連携強化

障害のある人やその家族が身近な場所で安心して相談することができるよう、相談支援事業所及び相談窓口の周知に努めるとともに、基幹相談支援センターと相談支援事業所及び地域包括支援センターの情報連携を図り、個別相談への対応力強化を図ります。

また、保健、医療、福祉、就労、教育など関係機関と、個人情報取り扱いに配慮

しながら、情報共有を推進するとともに、関係機関の連携強化を図ります。

(2) 生活支援の充実

① 地域福祉の推進

奄美市社会福祉協議会や民生委員・児童委員との連携のもと、地域における障害についての理解促進に努めています。また、障害のある人の当事者会や家族会の育成を図り、家族への相談支援を図ります。

② 自立と社会参加の促進

地域生活支援事業で相談支援事業・日常生活用具給付等事業等を実施し、障害のある人の社会参加の促進を図っています。また、地域生活支援事業は、市町村の創意工夫により事業内容が柔軟に設定できることから、障害のある人のニーズに応じて事業内容を検討し、充実を図ります。

③ 移動支援事業

屋外での移動が困難な障害のある人について、外出のための移動支援を実施しています。また、地域生活支援事業によって、余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動を支援する移動支援事業にかかわる費用助成を今後も実施します。

(3) 地域移行支援、在宅サービス等の充実

① 地域移行支援の推進

障害のある人等が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、さまざまな支援を切れ目なく提供できる仕組みを構築するため、地域の実情に応じた地域生活支援拠点の整備を推進します。

施設等へ入居している人が自立した地域生活を行えるよう、自立支援協議会地域生活部会や精神部会による支援体制の充実を図るとともに、地域移行支援を推進します。

また、障害者支援施設入所者の高齢化や看取りの課題についても、自立支援協議会において協議を行います。

② 居宅系サービスの充実

障害のある人が基本的人権を保ち、在宅における日常生活又は社会生活を営むために、障害者総合支援法に基づく、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護等の支援に努めます。

③ 日中活動系サービスの充実

障害のある人の日中における活動の場を確保するとともに、家族の就労支援及び日

常に介護している家族の一時的な休息のために、日中の一時的見守り等の支援を行う事業の必要なサービス量の確保を図ります。

地域で生活している障害のある人が、在宅での対応が困難なときなどに、ショートステイの利用ができるよう、短期入所サービス実施事業者の確保に努めます。

自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練（機能訓練及び生活訓練）の充実を図ります。

地域活動支援センターの内容を充実させるために、定期的な評価を行い、利用者に求められる活動の場の改善を図ります。

④ 居住系サービスの充実

奄美市においてはグループホームで令和元年度末76名の方が生活されていますが、入居希望者も多い一方で支援があれば地域生活が可能な人も多く、対策は十分とはいえません。

地域で生活する障害者に対する在宅支援の拠点としてその活用を図るため、グループホーム等の充実を図り、入所者の地域生活への移行を推進します。

（４）障害児に対する支援の充実

① 身近な地域で必要な支援を受けられる体制の充実

児童福祉法に基づき、障害児に対して療育を行う児童発達支援等を提供するとともに、障害者総合支援法に基づき、居宅介護、短期入所、障害児を一時的に預かって見守る日中一時支援等を提供し、障害児が身近な地域で必要な支援を受けられる体制の充実を図ります。

さらには、障害児の発達段階に応じて、保育所等訪問支援及び放課後等デイサービス等の適切な支援の提供に努めます。

② 情報提供や相談等による家族支援

障害児について情報提供や相談支援等により、その家庭や家族等を支援するとともに、在宅で生活する重症心身障害児について、短期入所や居宅介護、児童発達支援、放課後デイサービス等、在宅支援の充実を図ります。

（５）障害福祉を支える人材の育成・確保

① 専門従事者の育成・確保

行政の専門職員を含め、障害福祉サービス提供事業所など、専門的知識を有する職員、従事者の人材育成と人員確保に努めます。

また、福祉サービス従事者を含め、保健・医療など各専門分野の職員等、また、民生委員・児童委員のスキルアップにつながるよう研修会等の受講を促し、障害に対す

る認識や理解を更に深め、支援技術の向上を図ります。

さらに、自立支援協議会における研修会、各部会、基幹相談支援センターにおける出前トークなどを通し、支援の質の向上を図ります。

③ 地域で支える担い手の確保

各種福祉分野に携わる人材に対し、障害分野の理解を深める研修を検討し、移動支援・コミュニケーション支援など幅広い支援を行う人材の育成を図ります。

また、障害のある人の生活を支援する上で欠かすことのできない、手話通訳、要約筆記等の専門的な技術を有する人材の養成・確保について、関係団体等との役割分担を図りながら取組めます。

5 雇用・就業、経済的自立の支援

【現状及び課題】

障害のある人にとって就労することは、経済的側面だけでなく、生きがいを持ち自立した生活を送る上で極めて重要です。国が設定した法定雇用率に基づき、障害のある人の雇用に関する取組を推進していますが、未だ法定雇用率が達成されていない事業所もあり、障害雇用に関する更なる理解啓発が必要です。また、福祉的就労では、障害者年金も含め自立に結びつくよう、工賃向上の取組みが求められています。

近年の経済の停滞や雇用形態の多様化などにより、就労できない人や就労していても収入が少ないなどの理由により、生活困窮に陥っている人が増えている状況です。家庭や生活の面で様々な課題を抱えていることから、自立支援のため、単なる就労につなげるだけでなく、その人の能力を発揮できる就労支援も必要です。

【施策の方向性】

公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター等と連携しながら企業に対し障害者雇用の促進について研修啓発に努めます。また、障害のある人の適性或希望に沿った就労相談・指導を推進します。

また、年金等の支給、経済的負担の軽減等により経済的自立を支援します。

さらには、平成27年4月から「生活困窮者自立支援法」が施行され、生活困窮者自立支援事業の充実により、支援に結び付きにくい人を地域から排除することなく包み込み、より一層充実した暮らしやすいまちづくりを進めます。

(1) 総合的な就労支援

① 施設利用から一般就労への移行支援

主に就労移行支援事業や就労継続支援事業B型を利用し、就労に必要な知識や能力

の向上を図っています。就労を希望する障害のある人を対象に、定められた期間、生産活動その他活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を提供します。また、必要なサービス提供基盤の充実に努めます。

② 一般就労を希望する障害者への支援体制の検討

障害者就業・生活支援センターでは、就職に向けての準備支援、職場開拓、職場実践、就職後の定着支援、生活支援等を行い、就労を支援する体制整備を図っています。就労及びそれに伴う生活上の支援を必要とする障害のある人に、相談や援助を行うとともに、公共職業安定所、就労支援サービス事業所等関係機関とのネットワーク化を図り、継続的かつ包括的な支援体制づくりに努めます。

③ 職業リハビリテーション対策の推進

障害者就業・生活支援センターでは、障害のある人の就労の機会の創出に努めています。障害のある人の就労に対するニーズを考慮し、対象者の情報収集や多様な技能を修得できる職業リハビリテーションの機会として、実際の事業所も活用し、日常生活面から職場での技術面にわたる指導を総合的かつ具体的に行うため関係機関との連携を図ります。

また、鹿児島障害者職業能力開発校の委託訓練として、パソコン講座や介護職員初任者研修などが行われ、就労につながっています。

(2) 障害者雇用の促進

① 職場環境の改善

就労職場環境には多くの課題があります。段差の解消など建物や設備のバリアフリー化など、事業者の障害者に対する合理的配慮努力義務や職場改善助成金の紹介等を行い、働きやすい職場環境となるよう、職場環境の改善に努めます。

④ 障害者雇用率制度の活用

障害者雇用促進について、関係機関と呼びかけを行い、一定の前進はありますが、未だ法定雇用率が達成されていない事業所もあります。公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター等と連携しながら企業に対し障害者雇用の促進についての研修啓発に努めます。

④ 公的機関における障害者雇用の促進

「障害者の雇用の促進等に関する法律」の趣旨に基づき、平成30年4月から精神障害者が雇用義務のある障害者に加わることを踏まえ、障害の種別ではなく本人の能力で判断するよう取り組んでいます。また、「障害者優先調達推進法」に基づいて、障害者団体や福祉施設への業務委託・物品購入等を積極的に推進します。

④ 雇用の場における障害者の人権の擁護

障害者雇用支援月間などの機会を通して、企業等において雇用差別など障害を理由とした人権の侵害を受けることがないように、障害者差別解消法の啓発を行い、関係機関と連携・協力し、啓発・広報、相談体制の充実に努めます。

(3) 障害特性に応じた就労支援及び多様な就業の機会の確保

就労支援事業所においては、就労継続支援A型事業は、「通常の事業所に雇用されることが困難」とされる対象者が、最低賃金以上の労働を行うためには、相当な専門性と丁寧な支援スキルが必要です。また、就労継続支援B型事業においても「雇用契約を結ばずに生産活動の提供」をするためにも、その意欲や能力向上の支援を行うには専門性の高い支援が必要と言えます。

今後多様な事業所が設置されることを鑑み、対象者のみならず事業所へ対しても適切なサポートを行える仕組みを検討します。

① 就労継続支援事業（A型）

就労移行支援事業を利用して企業等の雇用に結びつかなかった方、盲・ろう・養護学校卒業後就職活動を行っても企業等の雇用に結びつかなかった方、就労経験があるが現に雇用関係の状態にない方で、65歳未満の障害者に対し、一般企業に雇用されることが困難な障害のある人を対象とした就労の機会の提供や生産活動等の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行い、一般就労に向けた支援を行います。

② 就労継続支援事業（B型）

就労継続支援事業（B型）事業所は、一般就労に結びつくことが困難な利用者が多いのが現状です。

企業等や就労継続支援（A型）での就労経験を持つものの、年齢や体力の面で雇用されることが困難となった方、就労移行支援事業を利用して企業等や就労継続支援事業（A型）の雇用に結びつかなかった方、以上に該当しないものの50歳に達している方、または試行の結果、企業等の雇用、就労移行支援事業や就労継続支援事業（A型）の利用が困難とされた方に対し、雇用契約は結ばずに生産活動等の機会を提供します。また、知識・能力の高まった方に対し、就労に向けた支援を行い、工賃向上の取組を推進します。

(4) 経済的自立支援

平成27年4月から生活困窮者の支援制度を開始し、さまざまな事情により経済的に困窮する市民を対象とした相談窓口を開設しています。今後も「生活困窮者自立支援法」に基づき、各事業を活用し、ニーズに応じた障害者支援に努めます。

身体や精神等の重度または中度以上の障害を有する、在宅の20歳未満の対象者の福祉の向上に資するため、その養育者に対し「特別児童扶養手当」を支給します。

身体や精神に重度の障害を有するため、日常生活に常時介護を要する20歳未満の対象者に「障害児福祉手当」を支給します。

身体や精神に重度の障害を有するため、日常生活に常時介護を要する20歳以上の対象者に「特別障害者手当」を支給します。

「心身障害者扶養共済制度」は、心身障害のある人の保護者間の相互扶助の精神に基づいて、保護者が生存中に一定額の掛け金を納付することにより、保護者が万一死亡したまたは重度障害になったとき、残された障害のある人に一定額の年金を支給する制度であり、本制度加入の一層の促進を図ります。

障害者が住宅改造や自動車の取得または生業を営むときに必要な資金を低金利で融資し、経済的自立や生活意欲を醸成します。

航空・船運賃、バス運賃等の割引や税金・NHK受信料・郵便利用料金・携帯電話利用料金の減免等について制度の周知に努めます。

精神障害者保健福祉手帳を有する者について、各種の福祉サービスが受けられるよう関係機関への働きかけを行うなど、その充実を図ります。

6 文化芸術活動・スポーツ等の振興

【現状及び課題】

文化芸術活動やスポーツ・レクリエーションは、社会参加を促進するだけでなく、生活の質の向上を図り、生きがいのある豊かな生活を送るために重要なものです。

また、障害のある人もない人もともに参加する機会を持つことは、地域の人々が障害のある人に対する理解を深める上でも重要な施策です。

本市では、市民文化祭や地域交流スポーツ教室の開催を推進するなど、障害のある人のスポーツの普及に努めていますが、今後は学校教育や社会教育との連携を進めた取組も必要となっています。

【施策の方向性】

積極的なスポーツ・レクリエーション、文化活動等は、健康の増進や体力の維持につながるだけでなく、障害のある人とない人が相互の理解を深め、また、障害のある人自身の心身機能訓練、生きがいの創造、社会参加意欲の高揚等を図ることにつながることから、スポーツ・レクリエーション、文化芸術活動を積極的に促進します。

(1) 文化芸術活動の振興、レクリエーション活動の充実

① 地域交流の推進

障害のある人と障害のない人との相互理解を深め、交流を促進するためグラウンドゴルフ大会等レクリエーション活動を通じた交流機会の促進に努めています。

今後ともスポーツ・レクリエーション、文化芸術活動等の交流機会の充実を図り、誰もがお互いを理解し、支え合うことができる交流の促進に努めます。

② ボランティア団体の育成支援

障害のある人の自立と社会参加を促すボランティア団体の育成やボランティアリーダーの養成を支援します。

(2) スポーツの振興

① 障害者スポーツ教室の開催

福祉スポーツ大会や障害者グラウンドゴルフ大会等、障害のある人も参加しやすいスポーツの拡充に努めています。「鹿児島県障害者自立交流センター」の活用など、スポーツ等を実施する場や障害者団体等が開催する催しを充実するように努め、障害のある人のスポーツ・レクリエーション活動等への参加をNPO法人等と連携し、促進していきます。

② 指導者の養成

スポーツ指導者協議会等の指導により、スポーツ推進委員の知識・指導技術の向上を更に図り、スポーツ・レクリエーション指導者を養成します。

7 安全・安心な生活環境の整備

【現状及び課題】

障害のある人のみならず誰もが利用しやすいよう、建築物・道路・交通・駐車場などの生活環境の整備は、人にやさしいまちづくりを念頭に進めていくことが必要です。身体障害者向けの住宅も整備を推進していますが、障害の状況に応じたさらなるバリアフリー住宅の充実が望まれます。

【施策の方向性】

すべての市民が安全・安心な暮らしやすい環境づくりのため、障害当事者による検証を行いながら、ユニバーサルデザインに基づく環境整備を推進します。

今後、精神を含めた障害のある人の地域移行の推進が見込まれることから、住まいの受け

皿の整備等を検討します。

障害のある人のニーズを踏まえながら、居住の場の整備・確保など、地域で安心・快適に暮らすことができるように生活環境の整備に努めます。

(1) 障害者に配慮したまちづくりの総合的な推進

① 公共施設におけるバリアフリー化の推進

笠利・住用支所、奄美市役所本庁舎などについては、障害当事者の意見を取り入れながら、ユニバーサルデザイン化を推進しています。

市施設の新築・建替えなどにあたっては、ユニバーサルデザインの推進・整備を行い、特にバリアフリー化が必要とされる施設に関しては段階的な整備に努めます。

なお、平成29年には、基幹相談支援センター内に「差別解消支援地域協議会」を設置しており、この協議会で公共施設等のハード面のチェックの充実を図っています。

さらに、自立支援協議会では、「奄美“おもいやり”プロジェクト」と称し、障害者を含め配慮が必要なすべての方が駐車できるように、駐車場の「ブルーゾーン化」を進めており、本島内の各市町村、公共施設、民間事業所が続々と実施しており、協議会ホームページにて紹介しております。

② 道路環境の整備

障害のある人が自由に安全に外出することができるように、既存の道路の改良・改修を行っています。また、歩道の段差、傾斜、勾配の改善や点字ブロックの設置に努めます。さらに、既存工事に併せて車いすの通行にも配慮した工事の実施に努めます。

③ バリアフリーウォッチングの実施

障害当事者、土木・建設関係者、まちづくり関係者、ボランティア、行政等が一同に施設や道路の点検を行い、情報を共有して、ソフト・ハード面共にバリアフリー化及びユニバーサルデザインのまちづくりのための啓発を行います。

(2) 移動しやすい環境の整備等

① 自立と社会参加のための移動ニーズへの対応

障害のある人の自立と社会参加を促し、生活圏の拡大を図るため、法令や各種ガイドライン等に基づき、移動ニーズへの対応の充実を図ります。

障害のある人が安全に歩行できる歩行空間の確保に努め、障害者向けの設備が整っている施設を紹介するマップを作成するなど、快適な日常生活や積極的な社会参加ができるまちづくりを進めます。

② 交通機関の利用促進

障害のある方のみならず、誰もが利用しやすいバスにするため、低床バスの導入等の公共交通機関のバリアフリー化の推進について、関係機関への働きかけに努めます。

(3) 住宅の確保

① 住宅環境の整備 障害者向け住宅の拡充

障害のある人向けの住宅改修として、重度障害者日常生活用具給付等事業として、手すりの取り付け、段差の改修等の助成を行っています。

市営住宅に関しては、段差の解消や手すりの設置、トイレ、浴室などを障害のある人が使いやすいように改修を行い、障害者向け住宅の拡充についても協議を行います。

また、重度障害のある人の日常生活を容易にするとともに家庭での介助の負担を軽減するため、住宅改造などに要する経費の一部を助成します。

障害のある人や高齢者が安心して快適に生活できるような住宅を整備する趣旨による「鹿児島県福祉のまちづくり条例」について普及を図り、必要に応じ相談等に応じます。

② グループホームの確保

奄美市においてはグループホームで令和元年度末76名の方が生活されていますが、入居希望者も多い一方で支援があれば地域生活が可能な人も多く、対策は十分とはいえません。

地域で生活する障害者に対する在宅支援の拠点としてその活用を図るため、グループホーム等の充実を図り、入所者などの地域生活への移行を推進します。

8 防災、感染症対策、防犯等の推進

【現状及び課題】

災害が発生した際は、障害のある人は速やかな避難ができず、より大きな被害を受ける可能性があります。奄美市では「避難行動要支援者名簿」を作成し、地域ぐるみで災害弱者を支える仕組みづくりを推進していますが、まだまだ名簿への登録が数少ない状況です。

また、毎年猛威を振るうインフルエンザや、収束の見えない新型コロナウイルス感染症に対する体制整備も求められています。

さらに、近年、障害のある人や高齢者を対象とした消費者トラブルが多発しています。

悪質商法や振り込め詐欺などの犯罪に巻き込まれないためには、正しい知識を身につける必要があります。そのためには積極的な情報提供を行なう必要があり、家族や地域での見守りも重要となってきます。在宅の障害のある人やその家族への直接的な働きかけを行うとともに、関係機関との協議、体制づくりが必要です。

【施策の方向性】

障害のある人が安心して安全に暮らせるよう、関係機関と連携し、災害時の情報伝達体制や避難支援体制の整備に努めます。また、地域における防犯活動を支援し、必要な情報提供等を通じて、防災・防犯意識の向上に努めます。

地震等の災害時に障害のある方の安全が確保できるよう、避難場所等に関し、障害の種類や障害のある方に配慮した情報提供を行うとともに、障害のある方が利用できる福祉避難所の整備と充実に努めます。

奄美大島5市町村長で構成する「奄美大島新型コロナウイルス感染症対策本部」を設置し、共同で感染症防止対策に取り組んでおりますが、感染症に対する備えについては、サービス提供事業者等と連携し、訓練の実施や感染拡大防止対策の周知啓発、感染症発生時に備えた平時からの事前準備、感染症発生時の代替サービスの確保に向けた連携体制の構築等を行うことが重要です。

また、判断能力が十分でない方が消費者被害にあわないよう、消費生活に関する相談活動や情報提供の充実に努めます。

(1) 防災対策の推進

① 防災体制の充実

奄美市防災マップの作成及び配布を行い、周知を行っています。日頃からの市民の防災意識の高揚を促すとともに、避難行動要支援者の避難誘導を含む自主防災活動が地域で迅速に行われるよう、地域ぐるみで日頃からの見守り、避難協力体制の確立を図ります。また、障害者団体や関係機関を通じて、防災知識の普及啓発に努めます。

② 避難行動要支援者名簿の充実・活用

災害発生時、または災害が発生するおそれがある場合に、避難行動要支援者名簿を活用した適切な避難支援や、その後の安否確認を行うことができるよう、必要な体制整備を推進します。

避難行動要支援者名簿については、個人情報保護等の確認を含めながら安心して避難ができる体制づくりについて検討します。

⑤ 避難所等の整備・充実

避難所等のバリアフリーに配慮するとともに、避難所等において障害のある人が、必要な物資を含め、障害特性に応じた支援を得ることができるよう、必要な体制の整備を促進し、災害に関する具体的計画の定期的な確認、災害の種類別に応じた避難に要する時間や避難経路等の確認を促進します。

(2) 感染症対策の推進

① サービス継続の定期的な確認

感染症発生時においてもサービスを継続するための備えが講じられているか定期的な確認を行うとともに、自立支援協議会において相互協力体制の構築を推進します。

② 感染症に対する研修の充実等支援

サービス提供事業所に従事する職員が感染症に対する理解や知見を有したうえで業務に当たることができるよう、感染症に対する研修の充実等を支援します。

⑥ 県や保健所との連携と物資整備の促進

県や保健所との連携をはじめ、サービス提供事業所等における、適切な感染防護具、消毒液その他の感染症対策に必要な物資の備蓄・調達・輸送体制の整備を促進します。

⑦ オンライン研修などの推進

コロナ禍において感染症対策として一般的になりつつあるオンライン研修について、事務負担の軽減、旅費や交通費など経費節減においても有効であることから、自立支援協議会で開催する各部会や研修会において、オンライン研修などを積極的に推進していきます。

(3) 防犯対策の推進

① 防犯対策の広報周知

障害のある人やその家族等が防犯についての意識を高めるとともに、防犯知識を身につけられるように、広報紙や地域での学習活動の中で普及を図ります。

② 県警、機関との連携による未然防止

警察と地域の障害者団体、福祉施設等との連携により、犯罪被害の防止と犯罪被害の早期発見に努めます。

(4) 消費者トラブルの防止及び被害からの救済

① 消費者啓発・消費者教育の充実

障害のある人が気づかないうちに大きな被害を受けているといった事態を招かないように、障害のある人はもとより、支援者などを通じた予防や早期の気づき等の観点から、関係各課等が連携をしながら研修等の機会を確保し、消費者啓発や消費者教育の充実を図ります。

また、障害者差別解消法の平成 28 年度施行による「合理的配慮」を踏まえながら、関係各課等がより一層連携しながら、わかりやすい啓発普及に努めます。

② 消費者相談・消費者被害への支援ネットワークの充実

障害のある人が、消費者トラブルに巻き込まれることがないように、情報の収集・発信や、その被害からの救済に関して必要な情報提供などの防犯意識の啓発を行うとともに、地域の見守り活動や警察関係機関等への通報体制強化を図るなど、犯罪が起これにくい地域づくりを進めます。

9 保健・医療の充実

【現状及び課題】

保健・医療・福祉との連携を図り、障害のある人が地域において安心して生活を送れるための体制づくりが必要です。難病患者などに関しては、保健所や医療機関、家族会などの関係機関・団体と連携を図りながら、地域で自立した生活や社会参加できるような支援の継続が求められています。小児期の情緒や発達への課題などへの対応から、精神障害のある人の医療と福祉、加齢とともに生じるさまざまな課題への対応など、すべてのライフステージに関わっていくことが必要になります。

【施策の方向性】

障害のある人がライフステージの各段階で、適切な保健・医療サービスを受けることができる体制づくりが必要です。

障害の原因となる疾病の予防や早期発見、早期治療を促進するとともに、障害のある人に対応した適切な保健・医療サービスの充実を促進します。

また、障害のある人などが安心して受診できる医療体制の充実と保健・医療・福祉の連携に努めます。

（1）障害の発生予防及び早期発見・早期治療

① 障害の発生予防及び早期発見・早期治療

疾病予防や健康増進等の各種事業を実施していますが、市民に対する成人保健・老人保健事業の受診・利用を促進します。障害の種別や特性に応じた保健サービスを提供し、今後も障害のある人の健康増進を図ります。

また、障害者総合支援法の施行により、障害福祉サービスの対象に加えられた障害者手帳を持たない難病患者への支援や脳血管疾患や糖尿病等、動脈硬化による生活習慣病の予防・健康増進等の正しい知識の普及を図り、健康づくりに取り組めるよう支援に努めます。

健康に対する自覚を促すために、地域支援事業や健康教育、健康相談、各種健診に取り組みます。疾病の早期発見・早期治療や生活習慣の改善を図るため、がん検診や特定健診等の受診率向上に努めます。

（2）障害に対する適切な保健・医療サービスの充実

① 障害に対する医療・医学的リハビリテーション

介護保険制度における在宅や通所のリハビリテーション、障害福祉サービスによる機能訓練等医学的なりハビリテーションを実施しています。障害のある人の医療・リハビリテーションについては、医療機関などとの連携を強化し、適切な医療・リハビリテーションを受けることができるように体制の充実を図ります。

② 障害に対する適切な保健サービス

障害のある人の健康の保持促進を図るため、保健・福祉・医療の連携を強化し、サービス提供の充実に努めます。

③ 医療サービスの充実

乳幼児医療費の助成や重度心身障害者医療費助成及びひとり親家庭等の医療費の一部助成を実施し、生活と福祉の向上を図っています。

18歳以上の身体障害のある人の障害を軽減又は回復させるための手術や治療など、日常生活における適応能力を増進させるために必要な自立支援医療（更生医療）の給付を行います。18歳未満の障害のある児童においては自立支援医療（育成医療）、また精神障害のある人においては自立支援医療（精神通院）を受給できるように関係機関と連携を図ります。重度障害のある人の医療費自己負担金に対する助成を行い、経済的負担の軽減と保健福祉の増進を図ります。

（3）精神保健・医療施策の推進

① こころの健康づくり

支所において、家族会やデイサービス等を実施し、当事者の症状の安定や悪化予防と家族の対応力の向上を図るとともに、こころの健康づくりを推進しています。

精神疾患の病状の安定期において社会参加の機会を確保するため、今後のサポート体制づくりを推進し、セルフヘルプ（自助）グループへの支援をピアサポーターの力を活用しながら、それぞれのライフステージや家庭・職場・地域といった生活の場におけるこころの健康づくりを推進します。

② 精神障害者の社会復帰の促進、住宅環境の整備

精神障害者の社会復帰を促進し、地域における生活支援を充実させるためには、身近で利用頻度の高いサービスの提供が重要です。本市では、精神障害者居宅介護事業や短期入所事業、精神保健福祉に関する相談・支援事業を実施しています。

また、障害のある人が在宅で生活するためには、障害の特性や程度に応じた支援が必要です。そのため、より一層の在宅福祉サービスの充実、社会参加の促進、就労の機会の拡大等を促進します。

長期入院が多いなど、精神障害者の地域生活を支える体制が不十分であることから、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムを構築して、在宅福祉サービスを充実することにより、入院医療中心から地域生活中心への移行を支援します。

精神障害者に対する地域社会の差別や偏見をなくすための啓発活動を推進するとともに、障害者または障害児家庭の多様なニーズに対応できる相談支援体制を構築します。

障害者または障害児が自立した生活ができるように、保健所が行っている精神障害者への支援事業との連携を深めます。

自立支援協議会を中心とし、サポートネットワークの構築を検討するとともに、関係機関における相談支援体制の充実・強化を図ります。

精神障害者における疾病という部分に対する適切な医療の提供を図るための一般医療機関の救急医療体制等の協力の整備に努めます。

精神障害者の高齢化におけるそれぞれの生活の場に応じた、きめ細かい精神保健福祉対策の整備と充実を図ります。また、介護保険における地域包括支援センターや在宅介護支援センター、高齢者福祉施設との連携を深め、その充実を図ります。

障害者総合支援法の施行に伴い、各社会復帰施設において行っている事業の拡大と充実を推進します。

③ うつ病・自殺対策の強化

自殺と関連深いところの病気に関する知識の普及をすすめるとともに、自立支援協議会を中心に、身近な存在である民生委員・児童委員や地域の関係者との連携を強化し、うつ病・自殺対策のための講演会の開催やリーフレット配布等の啓発活動や、地域の支援者の人材育成を推進し、関係機関と連携協力して努めます。

10 情報・コミュニケーションの向上

【現状及び課題】

全盲や弱視等の視覚障害のある人には、特に情報伝達手段への配慮が必要です。また、中途障害のある人等は点字が読解できない場合が多く、きめ細やかな対応が求められています。

近年のICT（情報伝達技術）の発達は、障害のある人の情報収集や発信を容易にし、社会参加の促進に寄与すると期待されており、パソコンや携帯電話・スマートフォンなどの普及は、様々な情報の入手・発信や、家族・友達・仲間などとのコミュニケーションが図られる手段としても活用されています。

市のホームページでは、ウェブアクセシビリティ方針を策定し、すべての人に使いやすいウェブサイトになるよう推進しています。また、手話通訳者設置事業・手話奉仕員養成事業、要約筆記奉仕員養成事業を進め、コミュニケーション支援を推進しています。

しかしながら、在宅者にとって切実な日々の生活情報や移動するために必要な情報提供の支援や、読み書きのための支援や音声、点字による伝達環境の充実が課題であります。

【施策の方向性】

より多くの広報物や案内に関する情報等について、新たなICT（情報伝達技術）や朗読等の人的支援も活用しながら、障害に関わらず伝えることができる情報伝達手段や情報内容の拡充を検討します。

また、情報収集やコミュニケーション確保に制約がある視覚障害のある人や聴覚障害のある人等の社会参加を促進するために、情報機器の進歩を踏まえて多様なコミュニケーション手段の活用を図る等情報バリアフリー化に努めます。

さらには、意思疎通に関して支援が必要な障害のある人のニーズに応えられるように、支援体制の充実に努めます。

（１）情報通信における情報アクセシビリティの向上

① 情報バリアフリー化の推進

それぞれの障害の種別や程度にあわせ、必要な時に必要な情報を入手できるように、さまざまな方法を通じた情報提供が求められています。

障害により、デジタル・ディバイド（ICTの利用機会及び活用能力による格差）が生じないよう、障害特性に対応した情報提供の充実を目指します。

視覚障害者や聴覚障害者等のコミュニケーションに支援の必要な人に対しては、点字や録音媒体だけでなく、インターネット等を活用し、情報提供方法の充実を図るなど、アクセシビリティの向上に努めます。

② 市ホームページのバリアフリー化の推進

それぞれの障害の種別や程度にあわせ、必要な時に必要な情報を入手できるように、さまざまな方法を通じた情報提供が求められています。そのため、特に視覚障害者や聴覚障害者等のコミュニケーションに支援の必要な人に対しては、点字や録音媒体だけでなく、インターネット等を活用し、情報提供方法の充実を図っていきます。

（２）障害特性に対応した情報提供の充実

① 情報提供体制の充実

それぞれの障害の種別や程度にあわせ、必要な時に必要な情報を入手できるように、さまざまな方法を通じた情報提供が求められています。そのため、特に視覚障害者や聴覚障害者等のコミュニケーションに支援の必要な人に対しては、点字や録音媒体だけでなく、インターネット等を活用し、情報提供方法の充実を図っていきます。

② ヘルプカードの配布及び普及

鹿児島県が令和元年7月1日から開始したヘルプカードの配布及び自立支援協議会や基幹相談支援センターとともに普及を行います。

ヘルプカードは、障害の有無、障害者手帳などの有無は問わず、義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、妊娠初期の方など、外見から援助等が必要なことがわからない方で、日常生活や災害時において、配慮や支援を必要とする方が対象者となっており、本市福祉政策課窓口などにおいて、簡単なアンケートの記載だけで受け取れるカードとなっています。カードの裏面には、「わたしが手伝ってほしいこと」として、配慮や手助けしてほしいことを予め記載する欄があり、当事者やご家族にとっての安心安全につながります。

⑤ ヒアリンググループの活用推進

自立支援協議会で購入した携帯型ヒアリンググループシステムですが、基幹相談支援センターにおいて無料貸し出しを実施しており、その普及啓発を行います。

携帯型ヒアリンググループシステムは、配線されたケーブルから磁気を発することで、スピーカーの音量を調整することなく、利用者の手元で音量や音の高低を調整でき、多数の参加者が見込まれる会議や講演会などで高齢者も含めた難聴者や聴覚に障害のある方の利用が見込まれます。

自立支援協議会、基幹相談支援センターにおける会議、研修会などでの活用を推進するとともに、民間企業や事業所などに対し無料貸し出しの普及啓発を進めていきます。

④ ネット119 緊急通報システムの登録推進及び普及啓発

ネット119緊急通報システムは、大島地区消防組合管内に居住し、聴覚や言語機能に障害のある方、または音声による119番通報が困難な方や不安な方が登録することで利用できるシステムです。音声を使用せず、簡単な操作でスマートフォンや携帯電話のインターネットを利用して119番通報ができます。登録すると、24時間いつでも、旅行などで市外にいる場合なども含めて全国どこからでも通報した場所を管轄する消防署へ通報することができます。

自立支援協議会、基幹相談支援センターと連携し、登録の推進及び普及啓発を推進します。

(3) 意思疎通支援（コミュニケーション）の充実

① 意思疎通支援事業

聴覚・言語機能・音声機能その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害のある人を対象に、手話通訳者など、また要約筆記者などを派遣する事業や手話通訳者を設置する事業などを通じて、意思疎通を図ることに支障がある障害者または障害児の意思疎通を仲介します。

② コミュニケーション活動などの促進

手話サークルを中心に広域的にコミュニケーション活動を実施していますが、障害のある人と障害のない人とのコミュニケーション活動や交流機会の更なる促進を図り、相互の社会参加などを通して、地域で共に暮らす意識の醸成や障害のある人に対する各種の支援に努めます。